

新型コロナウイルス感染症対応支援施策



◆事業復活支援金(経済産業省)

【給付対象】

新型コロナウイルスの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上、又は30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】

〈上限額〉

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 ^{※1} 1億円以下	年間売上高 ^{※1} 1億円超～5億円	年間売上高 ^{※1} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※1：基準月（2018年11月～2021年3月の間で、対象月^{※3}を判断するため売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

〈算出式〉

給付額 = (基準期間^{※2}の売上高) - (対象月^{※3}の売上高) × 5

※2：基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間

※3：対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月

【申請の流れ】

①アカウントの申請・登録

※一時支援金または月次支援金の申請IDをお持ちの方は、原則として、その申請IDを用いて事業復活支援金の事前確認及び申請を行うことが可能です。

②必要書類の準備

※事前確認や申請に必要な書類を準備ください。詳細は専用サイトにて確認できます。

③登録確認機関にて事前確認を受ける

※一時支援金または月次支援金を受給した方は、改めて事前確認を受ける必要はありません。

※当所では、「会員事業所のみ」の事前確認対応となります。

④マイページから申請する

※申請期間：1月31日(月)～5月31日(火)

【その他】

○詳細等は、事業復活支援金専用サイトをご確認ください。

○お問合せ先：事業復活支援金事務局 相談窓口

☎ 0120-789-140 (IP電話等から03-6834-7593)

※土日、祝日含む全日 8:30～19:00



〈事業復活支援金HP〉

◆山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

【概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「まん延防止等重点措置」の期間内に、重点措置区域内の飲食店等に対して行われた営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給するものです。

【支給要件】

- 時短要請の対象地域にあること
- 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があり、協力金の申請時点で営業を継続していること
- 時短要請の全ての期間（準備期間を除く）において、時短営業（休業を含む）したこと
（認証店は午前5時～午後9時まで又は午前5時～午後8時までの時短営業、非認証店は午前5時～午後8時までの時短営業）
- 同一テーブルへの案内は、4人以内に限ったこと
- 「営業時間短縮のお知らせ」、「休業のお知らせ」又はこれに準ずるものを店先等に掲示したこと
- 要請を受けた店舗を複数営む場合には、そのすべての店舗において、要請に全面的に協力したこと

【対象期間】

令和4年1月27日(木)～2月20日(日)まで

※準備等、やむを得ない事情がある場合は、時短営業開始までの準備期間がありますので、ホームページなどで詳細をご確認ください。

【支給額】

「1日当たりの協力金の額」×「時短営業（休業を含む）した日数」

※1日当たりの協力金の額の算定方法については、認証店か非認証店かで異なります。詳細については山形県のホームページをご確認ください。

【申請方法等】

郵送での申請のみ。

〈送付先〉山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

住所：〒983-8799 仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内）

※申請書類は、簡易書留等の追跡ができる方法でお送りください。

- 〈申請書類〉
- 支給申請書兼実績報告書
 - 本人確認書類（個人事業主のみ）
 - 振込先の通帳等の写し
 - 営業許可証の写し
 - 屋号、店名が確認できる店舗外観の写真
 - 飲食スペースがわかる店舗内観の写真
 - 「営業時間短縮のお知らせ」又は「休業のお知らせ」等で告知したことがわかる写真等
 - 山形県新型コロナ対策認証制度の認証マークを掲示していることがわかる写真（認証店の場合）
 - 店舗ごとの申請額一覧（複数店舗を申請する場合）
 - 飲食業の売上高及び売上高減少額等を確認できるもの

【申請受付期間】

令和4年2月28日(月)～3月31日(木) ※当日消印有効、締切厳守

【その他】

- ・詳細情報については、山形県のホームページをご確認ください。
- ・お問合せ先：山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター
☎ 0120-297146（祝日を除く月曜～金曜の9時～18時）



〈山形県HP〉